

安芸太田町立筒賀小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、安芸太田町立筒賀小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、児童自身が安心・安全で、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 登校

- ① 始業時刻（8:15）に間に合うよう、各通学班で決めた時刻に集合場所に集まり、決められた通学路を通して登校する。
スクールバス利用者は、決められた時間に、決められた場所にて乗降する。
- ② 遅刻および欠席の場合は、保護者がそのことを通学班の班長と学校に必ず連絡する。
- ③ その他の方法で登校する際は保護者の責任において登校させる。

(2) 下校

- ① 15:50 を下校時刻とする。（ただし水曜日は、15:10 とする）
- ② 児童センターを利用する児童は、朝会時にセンター利用の有無を担当に伝達すること。
また、児童センターバスの時刻に合わせて下校する。
- ③ 保護者は、家庭の都合や通院等、事前にわかっている早退の場合は学校に連絡する。
また、通常の通学方法以外で下校する場合も、担任へ連絡する。
- ④ 登校後、外出する場合は、教職員の許可を得る。（原則忘れ物は取りに帰らない）

(頭髪)

第3条 学習の妨げとならない髪型とし、華美にならないものとする。

(その他)

第4条 学習の妨げとなる化粧、装飾等は行わないようにする。

(持ち物)

第5条 持ち物については、次のことを指導する。

- (1) 防犯ブザー・熊除け鈴、交通安全たすきを携帯する。

- (2) ゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、携帯電話、その他学校生活に必要なものは、原則として持ってこない。
- (3) 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者に連絡をする。

(身なり等)

第6条 身なり等については、次のことを指導する。学習にふさわしい身なりとする。登下校では赤白帽子を着用する。(冬季については防寒用帽子でもよい)

(1) 服装

自由服とするが、儀式(入学式・卒業式)や修学旅行、社会見学等の対外行事では、黒・紺・白などを基調とし、派手な色合いのものを避ける。

(2) 靴

- ① 特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。
- ② 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(3) 体操服

指定の体操服(半袖シャツ・ハーフパンツ、長袖・長ズボンのジャージ)を着用する。ただし、転校やその他の事情のある場合、他の体操服を使用してもよい。

(4) 防寒着等

冬季など寒い時期には、スキーウエアー・ウインドブレーカー・ジャンパー・手袋・マフラー・ニット帽等を登下校時に着用してもよい。

(5) カバン

ランドセルなど、教科書や体操服等の学習用品を入れるのに適したものを使用する。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業(学級の実態で指導)

- ① 時間や放送などを守る。
- ② 授業の始まる時には着席しておく。
- ③ 授業時のあいさつ、返事を大切にし、ていねいな言葉づかいをする。
- ④ 授業が終わったら、机の整頓・学習の用具の片付け・準備などをする。(いすを入れる。)

(2) その他

- ① 学校内の施設、設備、備品等を破損した場合や破損を発見した時は、職員室に届け出る。破損後の処理については教職員の指示に従う。場合によっては、関係機関と連携する。弁償しなければならない場合もある。
- ② 職員室や他の教室に出入りする時は、あいさつをし、用件を伝えてから入室する。
- ③ 校外で行われる学校の教育活動(修学旅行を含む校外活動など)においても、この規定通りとする。
- ④ 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは原則禁止とする。用事のある場合は、職員室へ連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

第8条 校外生活の心得については、保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時刻を家族に伝えておく。また、17:00には片付けて帰路につく。
- (2) 校区外へ出るときは、原則保護者同伴とする。また、山や川、夜間の外出など、危険が伴う場所への出入りも保護者同伴とする。
- (3) お金の貸し借り・物の売り買い・おごり合いをしない。
- (4) 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを守る。
- (5) 保護者は、パソコン・スマホ・タブレット・ゲーム機などの情報通信機器について、子供の利用状況を把握し、家庭でのルールづくりや、フィルタリングの設定など、トラブルの未然防止に努める。

(規定の施行・改正)

平成24年4月19日より施行する。

平成26年4月1日一部改正，施行する。

平成27年1月7日一部改正，施行する。

平成28年3月16日一部改正，施行する。

平成28年4月1日一部改正，施行する。

平成30年4月1日一部改正，施行する。

平成31年4月1日一部改正，施行する。

令和2年4月1日一部改正，施行する。

令和4年4月1日一部改正，施行する。

令和5年12月15日一部改正，施行する。